
第1章 地方自治の本旨

第1節 地方自治の意義

地方自治とは、地方公共団体の自治と同じである。自治とは、みずからの自由な意思にもとづいて行為を行うことである。団体の場合は意思を自由に決定する、つまり構成員の自由な意思によるその団体の意思の決定を意味する。地方公共団体も団体であることから、同じようにいうことができる。

したがって、地方公共団体の自治は、次のようにいうことができる。①地方公共団体を構成している住民の自由な意思にもとづいて、その団体の意思が決定される。②地方公共団体の意思決定が、他からの干渉なしに自由に行われる。③地方公共団体の行為は、みずから自由に決定した意思にもとづいて行われる。

第2節 地方自治の本旨

日本国憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨にもとづいて」法律で定める、として地方自治を保障している。

地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」との両方を含む意味である。住民自治とは、その地域における統治は中央政府機関によることなく、その地域の住民自身によって行われることである。団体自治とは、国という1つのまとまりのある領土内において、一定の地域を基礎とする団体が、その地域内の公共事務をみずからの意思にもとづいて処理することである。この場合、国から多少とも独立した人格を有することが必要である。このうち、基本的には「住民自治」が狭義の地方自治に該当する。住民の意思にもとづくという原理（住民自治）は、国とは別人格の統治団体が公共事務を行うという手段（団体自治）を要請する。地方自治の本旨にもとづくということは、この理想に添うように、という意味である。もちろん、地方自治も、国の統治体制の下に存在しうるのであるから、地方自治団体が国から独立しているわけではなく、それは相対的なものである。

第3節 地方自治法

憲法 92 条により、地方公共団体については法律で定めることとされているが、この規定にもとづいて制定された法律の中心が、地方自治法であり、憲法と同じ日に施行された。このほか、地方財政法、地方税法、地方公務員法などの法律が、地方公共団体に関する法